

方向性の要点

- ・あくまで学校復帰を前提とするが、それが困難な児童生徒には、
「学校復帰」以外の「多様な教育環境」の提供（＝教育委員会等による学習機会の保障）も行う
- ・家庭への直接的な働きかけの強化
- ・「児童生徒理解・教育支援シート」を作成し教委・児相・警察と共有。医療機関とも連携強化

基本的な考え方

◎不登校対策の目標

「学校に登校するという結果のみを最終目標にするのではなく、
児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す」
その際の要点は「社会への橋渡し」と「学習支援」

◎不登校対策の、「学校復帰」以外への拡大

- ・「学校復帰を促すとともに、場合によっては学校復帰以外の選択肢を提示する」
- ・「学校での教育の実施を原則としつつ、特別な事情がある児童生徒には、例外的に、児童生徒の特性に合った一人一人の学びを認め、多様な教育環境を提供できるよう、教育委員会等において学習機会を保障」 → 「多様な教育機会確保法」に接続
= 教育支援センター・不登校特例校・夜間中学校・ICTを使った学習支援（＝自宅学習）・
フリースクールなど、「様々なツールを活用」

児童生徒理解・教育支援シート

◎「困難を抱える生徒」（「不登校児童生徒」）に「児童生徒理解・教育支援シート」を作成

- ・担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の学校関係者が作成
- ・シート作成のタイミング
「30日以上欠席」の段階では「作成時期としては遅きに失する」
→ 学校教育法施行令第20条に基づき「7日以上の欠席をもって作成するという考え方もある」
→ さらに、「初期段階では、欠席が目立つ児童生徒の記録として…事実関係を記載し」「段階的に作成・活用していくことも予防的な視点から有効」
- ・シートの共有
横軸＝「学校、保護者を始め、教育委員会、教育支援センター、児童相談所、警察など」
縦軸＝「小学校、中学校、高等学校、高等専修学校など」
において「情報を共有し、広く組織的・計画的な支援ができるようにする」
「なお、個人情報保護法で一般的には非開示となっている個人情報のみを記載した純然たる内部用文書についても、任意の形式により、必要に応じて作成し、共有することも考えられる」
★警察までふくまれている（→川崎の事件などを受けて？） 保護法により非開示の個人情報も共有？

教育支援センターの拡充、機能強化

◎教育支援センター（＝適応指導教室；現在未設置の自治体が約4割）を「不登校支援の中核」に

- （今まで通所希望者中心だったが、今後は）
「通所を希望しない児童生徒も含めた全ての不登校児童生徒へのアウトリーチ型支援」を実施
「『児童生徒理解・教育支援シート』のコンサルテーションを担当」など
→「公民協営型の設置」なども奨励

家庭／保護者への働きかけ

◎「家庭への直接的な働き掛けが不登校改善において最も効果がある」

→家庭への直接の働きかけを強化

- ・本人に…「登校刺激や家庭訪問による指導・援助」

「プライバシーに配慮しながらも、子供部屋など家庭内における子供の居場所を確認することは、児童生徒を理解するために有効」 ★子どもの自室まで教師などがふみこむ可能性

→「定期的に家庭訪問を実施」（児童生徒の希望を第一に尊重）

- ・保護者に…「相談窓口の情報提供」「訪問時における保護者への助言」

「家庭教育支援チーム★等による相談体制や訪問型支援等」の相談体制を整える

★どんな「チーム」が明示されていないか、H27年度からパイロット実施の「支援員」が該当？

進級・卒業の扱いについて

「義務教育においてはほとんどの場合、欠席日数が長期にわたったとしても、不登校児童生徒の進級や卒業の認定は弾力的に取り扱われている」が、

「保護者から、学習の遅れに対する不安により、進級時の補充指導や進級や卒業の留保に関する要望があった場合には」「校長の責任において進級や卒業を留保するなどの措置をとるなど、適切に対応することが考えられる」（「あらかじめ保護者等の意向を確認する」）

★保護者の要望に基づき、校長裁量で子どもを「進級・卒業させない」ことが可能。子どもの意思は介在せず

「不登校児童生徒への組織的・計画的な支援」の体制について

学校及び教育委員会は、

・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置充実

・家庭教育支援チーム等による相談体制や訪問型支援等の取組

・児童相談所、警察、医療機関との連携を図る ★医療への接続→「障害」診断への道

以上